

業務委託仕様書

1 委託業務名 男性育児休業イノベーション事業業務委託

2 目的

男性の育児参画の推進には、男性自身の意識と行動の変化とともに、職場の理解と応援が必要であり、企業等における管理職の男性育児参画に対する意識の変化が不可欠である。そのため、三重県ではイクボス（職場でともに働く部下・スタッフの仕事と家庭の両立を考え、自らも仕事と私生活を楽しむことのできる上司）を推進し、平成 28 年 4 月には、趣旨に賛同する企業経営者等からなる「みえのイクボス同盟」を発足するなど、普及拡大を進めている。

一方で、男性の育児参画を支援する制度は充実してきているものの、平成 29 年度に三重県が企業等を対象に実施した意識調査では、「従業員が育児や介護等の休暇について利用しやすい風土であると感じるか」を聞いたところ、「感じない」「あまり感じない」と答えた企業が 48.9%となるなど、「制度はあるが風土がない」状況となっており、男性の育児参画を後押しする職場の風土づくりをさらに進めていく必要がある。

このことを踏まえ、これまで、イクボスに対する正しい認識や実践に対する適切な助言等ができる人材を「みえのイクボス伝道師」として養成したり、職場の風土づくりに向けて取り組んでいるノウハウや経験等を、他の企業等が参考にできるように、「職場の風土づくり」をテーマにした企業担当者同士の交流会など実施したりしてきた。

これらの取組を通じて、若い世代を中心に「育児休業・育児休暇の取得」を希望する男性従業員が増加しており、それに対する支援策を大きな課題認識としている企業等が多くなってきていることが明らかになっている。そこで、企業等が「男性の育児休業等」の取得を推進するための課題や悩み等を共有し、具体的なノウハウやスキルを取得できる取組を実施して、三重県全体に「男性の育児休業等」が取得しやすい気運を拡げるイノベーションを起こすことに取り組むことを目的として実施する。

3 委託業務の概要

（１）委託業務の実施期間 契約の日から令和 3 年 3 月 19 日（金）まで

（２）委託業務の主な内容

- ・「男性の育児休業等の取得推進」をテーマにした研究会の企画、運営
- ・研究会の成果等を県内に共有させる取組（共有会、Web コンテンツ作成）

4 委託業務の内容

（１）「男性の育児休業等の取得推進」をテーマにした研究会の企画、運営

【研究会の目的、内容】

「男性の育児休業等」の取得者を増やすために、組織としての具体的支援策の研究を行うとともに、研究内容を各組織においてモデル的に実践し、実施状況等を持ち寄ってさらに検証を行い、その成果を発信する取組を行う。

研究会への参加企業の募集

ア 参加企業の要件

- ・みえのイクボス同盟加盟企業（もしくは、加盟する意思のある企業）であること。
- ・男性の育児休業等の取得を組織として積極的に推進する意欲があること。
- ・研究会に主体的に参画し、研究会での検討内容に応じて、男性の育児休業等の取得推進に向けたモデル的な実践に積極的に取り組むことを確約できること。
- ・県内に男性の育児休業等の気運を上げるために、組織内で実践してきた男性の育児休業等の取得推進に向けた取組や成果などについて、共有会などでの発信に協力すること。

イ 研究会参加企業の募集方法、応募取りまとめ等

- ・参加企業の募集方法は、県と協議して決定する。
- ・募集にあたっては、上記（ア）の要件を確認できる方法で行うこと。
- ・研究会の成果を広く県内の多様な分野に浸透させるため、さまざまな業種の企業が研究会に参加するように、呼びかける内容等を工夫すること。
- ・企業からの応募内容を取りまとめ、県に提出すること。取りまとめ方法については、県と協議して決定する。

ウ 研究会参加企業の決定

- ・研究会参加企業は、応募内容を踏まえて県で決定する。（５～１０社程度）
- ・男性の育児休業等の取得推進に向けた実践的な取組のモデルとなるように、ターゲットとなる男性従業員が組織内に多い企業を優先して選定する。また、業種や組織規模、地域性なども考慮して選定する。

研究会の運営

選定した企業とともに研究会を立ち上げ、男性の育児休業等に関する現状や課題を出し合い、男性の育児休業等の取得推進に向けた取組の検討、実践、検証が行われるように運営する。

ア 時期、回数

- ・研究会を５回以上開催すること
- ・研究会の開催時期は、取組状況に応じて柔軟に設定できるものとする。

イ 開催場所等

- ・参加企業の所在地なども踏まえて、柔軟に設定できるものとする。
- ・参加企業が参加しやすいように、例えば、Webなどを活用した参加もできるようにするなど、柔軟な参加方法を検討すること。

ウ 研究会の参加者

- ・研究会に出席する企業からの参加者は、参加企業の組織の状況に応じて設定（人事・労務担当者等）できるものとするが、研究会で検討した取組を各企業でモデル的に実践することを踏まえ、組織内で実施に向けた調整ができる者が参加するように要請すること。

エ 内容

- ・研究会では、参加企業がこれまで「男性の育児休業等の取得推進」に向けて取り組んできた経験やノウハウ、課題などを共有し、今後「男性の育児休業等の取得者」がさらに増えていくためにどのような取組が有効であるか等を検討する。
- ・検討した取組を、参加企業がそれぞれの組織でモデル的に実践し、その取組状況や成果、課題などを研究会に持ち寄ってブラッシュアップを行う。

- ・ブラッシュアップした取組をさらに参加企業等で実践するなどして精度を高めて、県内企業に「男性の育児休業等の取得者を増やす具体的なアイデア」として紹介できるように整理する。

オ アドバイザー

- ・研究会での検討や取組に対して助言を行うアドバイザーを招聘する。
- ・アドバイザーには、男性の育児休業等に関する専門的な知見やノウハウ、男性の育児休業等を取り巻く社会情勢についての最新情報等を有し、研究会参加企業等の実践に対して具体的な助言ができる者を選定すること。
- ・アドバイザーは研究会に2回以上参加すること。
- ・アドバイザーを招くタイミングは、研究会の初回（男性の育児休業等全般に対する社会の動きや先進的な取組の紹介など）と最終回（各企業で実践した取組の評価、今後に向けた助言など）を想定するが、研究会の運営方針に応じて柔軟に設定できるものとする。

（２）研究会の成果等を県内に普及させる取組

研究会の取組状況や成果等について、県内企業が男性の育児休業等の取得推進に向けて自発的に進めるヒントとして活用できる取組を実施する。

取組共有会の開催。

- ・開催時期：令和3年1月
- ・実施内容：研究会に参加した企業の実践事例の発表を含む、男性の育児休業等の取得推進に資するもの。
- ・対象：みえのイクボス同盟加盟企業等を中心に参加を呼びかける（100名程度を想定）
- ・場所：津市内を予定

ア 企画・運営

- ・県と協議しながら、テーマの設定や、事前準備（会場確保、資料の作成、参加者募集等）、当日の運営（進行など）等、事後処理（会場費等支払いなど）の企画・運営を行うこと。
- ・「男性育児休業等」に関する講演会を併せて実施するなど、男性の育児休業等の普及拡大に向け効果的な内容とすることとし、開催60日前までに原案を業務受託者が提案のうえ、県と協議して決定すること。
- ・研究会参加企業の発表内容については、企業での実践内容、実践を通じて得られた成果や実施するにあたってのコツやノウハウなど、他の企業が今後実践するにあたってのヒントが得られる内容とすること。

イ 参加者募集チラシの作成・配布

業務受託者は参加者を募集するチラシの作成及び発送を行う。

- ・チラシの内容は、県と協議し決定する。（適宜、校正を行う）
- ・チラシ印刷：700枚（A4版、カラー）
- 作成したチラシを県の指定する宛先に発送する。

配布先：みえのイクボス同盟加盟企業、県内商工会議所、県内商工会、市町等

- ・チラシは開催日の一ヶ月前までに発送することを想定しているが、県と調整を行い、県による広報とタイミングを合わせて行うこと。

ウ 参加者の募集・広報

業務受託者は県と連携して、参加者の募集、広報等を行う。

広報を行うにあたっては、ホームページやSNS等も活用して、幅広く行うこと。

男性の育児休業等の取得推進に向けた取組事例紹介Webコンテンツの作成

- ・研究会や研究会参加企業で実践した取組を、他の企業でヒントとして活用できるようにコンテンツを作成する。
- ・コンテンツは県ホームページでの公開を予定しているが、データ形式等については、県と協議して決定する。
- ・作成したコンテンツは、USBメモリ等の外部記録媒体により納品すること。

(3) 業務報告書の作成

- ・(1)～(2)の実施内容等について報告書を作成すること。
- ・報告書のレイアウトは業務受託者が提案し、県と協議のうえ決定する。
- ・報告書はWord2016及びExcel2016に対応可能なバージョンで作成し、電子データ及び紙資料(3部)を提出すること。
- ・その他、関係書類の提出を求める場合がある。

(4) その他

- ・事業を通じて、男性の育児休業等の取得推進に有効な取組が5つ以上紹介できるように実施すること。
- ・研究会参加企業に対してアンケートを実施し、「男性の育児休業等に対する理解が深まった」とする回答が、7割以上となることを目標とすること。
- ・取組共有会の参加者に対してアンケートを実施し、「男性の育児休業等に対する理解が深まった」とする回答が、7割以上となることを目標とすること。
- ・事業の進捗管理を適切に行い、事業の遅延が生じないように努めること。

5 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において示す。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額

の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県 子ども・福祉部 少子化対策課において行う。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

8 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が (1) イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

11 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・ 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。また、著作権を譲渡した著作物に関して、受託者は著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・ 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

また、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第 68 条、第 69 条及び第 72 条に罰則があるので留意すること。

- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。

1 2 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 担当：川端

Tel : 059 - 224 - 2404 FAX : 059-224-2270 E-mail : shoshika@pref.mie.lg.jp